

令和5年度北海道新幹線鉄道騒音環境基準達成状況調査委託業務処理要領（案）

1 目的

新幹線鉄道騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）」（以下、「環境基準」という。）において、環境基準の基準値及び達成目標期間が定められており、新設新幹線鉄道に係る達成目標期間については、開業時に直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとされている。

本業務は、平成28年（2016年）3月26日に北海道新幹線（新青森～新函館北斗間）が開業したことから、当該区間沿線における環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定を実施する。

2 業務内容

(1) 新幹線鉄道騒音の測定・評価

①基本事項

測定・評価は、環境基準に準じて実施する。また、測定・評価の具体的な方法は、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月、環境省）」（以下、「マニュアル」という。）を参考とする。

②調査手順

調査手順は以下のとおりとする。

ア 事前調査

別紙1に示す測定地点について事前調査を実施し、騒音測定が可能なことを確認する。

なお、事前調査の結果等により測定が不可能な地点が判明した場合は、北海道担当者（業務担当員）と受託者が協議して代替となる調査地点を決定する。

イ 騒音測定

アにより決定した測定地点において、次の期日に騒音測定を実施する。

令和5年（2023年）11月12日、11月19日、11月23日及び11月26日のうちいずれか1日

なお、天候その他の理由により指定の期日に測定が実施できなかった場合は、北海道担当者（業務担当員）と受託者が協議して代替となる測定期日を決定する。

また、騒音の測定に際しては、マニュアル6.3.2の注記4の措置を適用することができる。

なお、地点番号3等の交通量が多い地点ではレベルレコーダを使用する等し、新幹線通過時における自動車騒音等との重複の有無を確認し、測定値が有効か欠測かを判断する。

ウ 評価

イの騒音測定結果から、各測定点における評価量を算出する。

エ 測定・評価結果のとりまとめ

新幹線鉄道騒音の測定・評価結果は、別紙2に示す様式によりとりまとめる。

(2) 報告書の作成

調査結果を報告書としてとりまとめる。

3 業務実施期間

契約締結日から令和6年（2024年）1月31日まで。

4 成果品

- (1) 報告書 1部 (A4版)
- (2) 報告書の電子データを収納した電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 1式

5 成果品の提出場所

北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

6 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、北海道が保有する。
- (2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下、「既存著作物」という。) の著作権等は、個々の著作者等に帰属する。
- (3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

7 その他

本業務処理要領に疑義が生じたとき、本業務処理要領により難い事由が生じたとき、あるいは本業務処理要領に記載のない細部については、北海道担当者 (業務担当員) と速やかに協議し、その指示に従うこと。

測定地点一覧

騒音測定は、次の測定地点（住所）の測定地点側の軌道中心から25mの地点で実施する。

地点番号	測定地点（住所）	測定地点側の軌道 （上り下りの別）	キロ程	地域類型
1	木古内町本町付近	下り	789k400m	I
2	北斗市桜岱付近	上り	811k250m	I
3	北斗市中野付近	下り	813k440m	I
4	北斗市千代田付近	上り	815k340m	I
5	七飯町鶴野付近	下り	819k790m	II

測定・評価結果 とりまとめ様式

様式1 新幹線鉄道騒音 地点別調査結果一覧表

様式2 新幹線鉄道騒音 測定位置図

様式3 新幹線鉄道騒音 測定記録個表